

お客さま各位

川之江信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より 川之江信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座等の不正利用防止の観点から、**令和5年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくと致しました。**

「未利用口座」としてお取扱いさせていただく場合には、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、「未利用口座」の残高が口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を口座管理手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約いたします。

**なお、「未利用口座」は、あくまでも2年以上の長期間にわたり、ご利用のない普通預金口座等を対象としたものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはありません。**

当金庫では、これからも質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

対象となる 預金種類	・普通預金(総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座を含む)、 納税準備預金、貯蓄預金
対象となる口座 (未利用口座)	・令和5年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し(当該預金等のお利息の元本への組入れおよび本件手数料の引落しを除く)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがなく、口座残高が10,000円未満の口座。 ・個人(個人事業主含む)、法人、団体預金とも対象となります。 ・盗難、紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる 口座	下記①～③の何れかに該当する場合の口座は、対象外となります。 ①口座残高が10,000円以上ある場合 ②取引店及び僚店にお取引(定期性・口座振替・融資等)がある場合 ③口座名義が18歳未満の場合、後見制度支援預金の場合
未利用口座 管理手数料の ご案内	・未利用口座の対象となった場合は、事前にお届出の住所に文書にてご案内致します。 ※「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・「ご案内」郵送後、3か月間ご利用がなく、かつ残高が10,000円に満たないときは、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。
未利用口座の 解約	・未利用口座の残高が、本件手数料に満たない場合には、当該残高を本件手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。 なお、口座残高以上のご負担および解約後のお手続きは不要です。
その他注意事項	・ご負担いただいた本件手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。
口座管理手数料	・年間1,320円(消費税込み)

以上